

専決処分の承認について（藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

地方自治法第179条第1項の規定により、藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

2020年（令和2年）5月20日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次の条例を専決処分する。

2020年（令和2年）4月27日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤沢市国民健康保険条例（昭和29年藤沢市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則に次の6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 16 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり同感染症の感染が疑われ

るときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、法第58条第2項に規定する傷病手当金(以下「傷病手当金」という。)を支給する。

- 17 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月の前月までの継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する額(その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、その額が健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する額(その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その額とする。
- 18 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
- 19 附則第16項の期間に係る給与等の全部又は一部の支払を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間に係る傷病手当金は、支給しない。ただし、その一部の支払を受けることができる給与等の額が、附則第17項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 20 附則第16項及び前項ただし書の規定にかかわらず、附則第16項の期間において、同一の事由につき、労働基準法(昭和22年法律第49号)第76条の規定による休業補償若しくは労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による休業補償給付若しくは休業給付を受けることができる者、又はこれらの法令以外の法令により国若しくは地方公共団体の負担において給与等の補償に関する給付を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間に係る傷病手当金は、支給しない。ただし、その受けることができる額が、附則第17項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

21 附則第16項、第19項ただし書き及び前項ただし書の規定にかかわらず、傷病手当金は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（これらを他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、支給しない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）附則第16項から第21項までの規定は、新条例附則第16項に規定する期間（以下「対象期間」という。）の全部又は一部が令和2年1月1日から規則で定める日までの間（以下「適用期間」という。）にある場合に限り、当該適用期間内の対象期間について適用する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、国の緊急対応策、本市における感染状況等を踏まえ、同感染症に感染した被用者等に対し、速やかに傷病手当金を支給することにより、休みやすい環境を整備するため、同年4月27日付けで藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定によりその承認を求める必要による。

参 考

地方自治法 抜粋

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議

決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

- 3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。